

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年9月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年9月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス始良店

始良市西餅田字森ノ下297番地1 外

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の名前

(1) 変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(2) 変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

3 変更年月日

令和2年6月1日

4 届出年月日

令和2年8月19日